

## ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

藤澤明寛

ローマで開催された最初の剣闘士試合 *munus gladiatorium* (*pl. munera gladiatoria*) は、第一次ポエニ戦争が勃発した前二六四年とされ、当初は私的な葬祭と関係していた。<sup>(1)</sup>その後、剣闘士試合は祭典 *ludi* や見世物 *spectaculum* と並んで、ローマ人に最も好まれた行事の一つとなり、次第にその規模も拡大し、前六五年にアエディリス職に就任したカエサルによって開催された父親の追悼試合では、三二〇組の剣闘士が戦った。<sup>(2)</sup>その一方で、剣闘士試合は政治的プロパガンダと密接に結びつき、前六三年の「トゥッリウス法」<sup>(3)</sup> *Tullia de ambitu* では政務官職に立候補しようとする者は、遺言の執行などの場合を除き、二年間は剣闘士試合を開催できないと定められた。<sup>(3)</sup>さらに、前二二年にアウグストゥス帝によって、法務官たちが開催する剣闘士試合の開催回数や剣闘士の数などに制限が加えられた。<sup>(4)</sup>

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

帝政期になっても、剣闘士試合は私的な葬祭行事としての性格も保持していた。例えば、トラヤヌス帝時代の文人政治家である小プリニウスは、妻を亡くしたマクシムス宛の書簡において、妻の追悼には、都市に何らかの公共建築物 *opus* を建設するか見世物、あるいは追悼に最も相応しいものである剣闘士試合を提供するのがよいとし、さらにその開催を気前よく行った *liberalis in edendo fuisse* と彼を褒め称えている。<sup>(5)</sup>

しかし、アウグストゥス帝によって剣闘士試合は、皇帝によるローマ市民に対する「気前よさ *munificentia*」という性格が強化され、寄付行為の一つとなっていた。彼の業績を要約した『神君アウグストゥスの業績録』には、自身の名義で三回、息子たちと孫たちの名義で五回、剣闘士試合を開催し、これらの試合で一万人が戦ったと記されている。<sup>(6)</sup>後にコロッセウムとして知られる円形闘技場の建

設は、<sup>(7)</sup> ウェス・パシアヌス帝によって着手され、後八〇年、息子のティトゥス帝によって奉獻式が行われた。この際に提供された様々な見世物は百日間にもおよび、これには剣闘士試合も含まれていた。<sup>(8)</sup> 後一〇七年、ダキア戦争で勝利したトラヤヌス帝によって提供された一二三日間にもおよび見世物では、一万一千頭の動物が屠られ、一万人の剣闘士が戦ったと伝えられている。<sup>(9)</sup>

碑文や文献史料などから、このような剣闘士試合の開催が、規模や回数に相違すれども、地方都市でも広く行われるようになったことが知られている。例えば、後五九年に南イタリアの都市ポンペイにある円形闘技場で開催された剣闘士試合の最中に、ポンペイ市民と近隣のヌケリア市民との間で争いが起こり、その結果、ポンペイは一〇年間、公的に剣闘士試合が開催できなくなったという。<sup>(10)</sup>

地方都市の状況を伝える数多くの碑文でも、剣闘士試合は共和政末期からムヌス・グラディアトリウム *munus gladiatorium* と呼ばれていた。<sup>(11)</sup> しかし、その提供者 *editor* は皇帝ではなく、一般的には地方都市の富裕な市民であった。

後二七年、都市ローマの北、八キロの所にある都市フィデナエ、現在のフィデネで剣闘士試合の開催中に大災害が発生した。<sup>(12)</sup> この剣闘士試合を開催した人物が建設した円形闘技場が崩壊し、多数の死傷者がでたのである。この災害の後、「財産が四〇万セステルティウス以下の者は、剣闘士試合を開催できない」と提供者の財産資格が元老院議決によって定められた。この議決で定められた額は、ロー

マの騎士と同額の財産資格であり、相当な財産をもった富裕な市民でなければ、剣闘士試合を開催できなくなったと考えられる。

また、歴史家タキトゥスは開催したアティリウスという元奴隷である被解放自由人（所謂「解放奴隷」）に関して、「莫大な財産を所持している訳でもなく、また都市での政治的な野心 *municipali ambitione* からでもなく、金目当てで *in sordidam mercedem* 開催した」と述べている。<sup>(13)</sup> 開催の目的が、政治的な野心、すなわち地方都市における公職獲得ではなく、富裕な人物には取るに足りない金額の収入が目的であったと、非難しているのである。地方都市における剣闘士試合もまた、都市ローマと同様に政治的なプロパガンダと強く結びついていたといえよう。

しかし、剣闘士試合を開催するには、相当の費用も必要であった。剣闘士試合を開催する費用に関して、例えば、アドリア海に面した都市ピサウルム、現在のペーザロ出土の碑文が具体的な額を示している。<sup>(14)</sup> トラヤヌス帝時代に都市の公職を歴任したガイウス・ティティウス・ウァレンティヌスは、都市に財産を寄付するように遺言したという理由で顕彰された。遺言の内容は、都市に寄付した総額百万セステルティウスのうち、四〇万セステルティウスからの利息で、息子のティティウス・マクシムスの誕生日に都市市民に毎年、饗宴を提供し、六〇万セステルティウスからの利息で五年毎に剣闘士試合を開催する様に定めている。利息を一般的な五から六パーセントとすると、五年で一五万から一八万セステルティウスとなる。<sup>(15)</sup>

地方都市の公職を歴任した人物の墓碑が北イタリアの都市アウグスタ・プラエトリア、現在のアオスタから出土している。<sup>(16)</sup>この人物の名前は、プブリウス・ウイネシウス・フィルムスであり、下級公職から順にクアエストル、アエディリスを経て、都市の最高公職である二人委員に就任した。墓碑を建てたのは、息子のプブリウス・ウイネシウス・フォルトゥナトゥスと娘のウイネシア・ファウスティナである。ムネラリウス *munerarius* と呼ばれており、二人委員への就任によって剣闘士試合を開催したことが分かる。<sup>(17)</sup>墓碑の後半部分は、エレゲイアの韻律による韻文となっている。葬られた人物は、生前、おそらく商人であり、剣闘士試合などの開催で散財すべく稼ぎ続けた。死によって、ようやくその両方から解放されたという。悲哀に満ち、そこはかとなく疲労感が伝わってくる墓碑である。具体的な金額は示されていないが、富裕な市民と雖も、剣闘士試合の開催にかかる費用の捻出には苦労していた様である。

公職就任に際して、スンマ・ホノラリア *summa honoraria* と呼ばれる「冥加金」を支払う慣習があり、その現金による支払いに代えて、剣闘士試合などを提供する形式があった。公職就任に際して、剣闘士試合に対する支払いを規定している都市法もある。例えば、ウルソの都市法第七〇条では、二人委員はその任期中に剣闘士試合や様々な祭典を都市参事会決議の定める一定期間に行い、それらの開催に、二人委員のそれぞれが二千セステルティウス以上の自費を費やすように定められている。<sup>(18)</sup>

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

剣闘士試合や見世物の開催以外にも、地方都市では様々な名目での饗宴や建設事業といった「寄付行為」が富裕な都市市民によって行われていた。しかし、その行為者が一定の富裕層に集中するあまり、プブリウス・ウイネシウス・フィルムスの様な人物が現れてきても不思議ではない。また、公職就任との関係では、後二四年の「ウイセッリウス法 *lex Visellia*」の規程により、<sup>(19)</sup>元奴隷である被解放自由人 *libertus / libertinus* は政治的な公職から排除されており、公職就任と関係する寄付行為が可能な層は、生来自由人に限定される結果となっていたのである。本稿では、「寄付行為」に関して、特に「ウアルダカテの青銅板」と「ガイウス・ミニキウス・イタルスの顕彰碑文」をとりあげ、ムヌス *munus* (複数でムネラ *munera*) の地方都市における状況を考察する。

#### 「ウアルダカテの青銅板」

北イタリアの自治都市ウアルダカテ *Vardacate* に関する「勅答令 *rescriptum*」の書かれた青銅板が発見されている。<sup>(20)</sup>この青銅板が発見された年代や場所に関しては不明である。また、ウアルダカテという都市の正確な位置も特定されていないが、現在のピエモンテ州にある都市カザール・モンフェット *Casale Monferrato* であろうとされている。都市の成立に関しても不明であるが、この地域のローマ化が始まったのは、前二世紀末からであり、少なくとも

も前一世紀頃から、アドリア海で活動していた商人たちがポー川を遡航し、この地域にまで流入していた。<sup>(21)</sup>

青銅板は、勅答令を発した皇帝の名前が書かれていた筈である上部が破損しているため、この勅答令が誰によるものか不明であり、また、年代比定も困難な状況である。現存する碑文の第一行目は、文字の下部を一部分のみ見ることができ「[Imp(erator) ...] Caesar Aug[ustus]と読まれている。<sup>(22)</sup> この青銅板を詳細に再調査したハリス W. V. HARRIS はさらに「Caesar の前に文字の一部が残存しており、可能性として A, C, M, R で終わる単語が存在していたとし、碑文の残存部分における表現と内容から、フラウィウス朝からトラヤヌス帝の時代頃であり、具体的にはネルウァ Nerva 帝である可能性を指摘している。<sup>(23)</sup>

次に勅答令が誰に宛てられたものであるかが問題となる。現存する碑文の二行目には、クロディウス・セクンドゥス Clodius Secundus という人物が間接目的語を示す与格で表現されており、この人物が「宛先」であるのは明らかである。しかし、この人物がどのような「地位」にあったかは、書かれておらず、あるいは欠損部分に存在したかもしれない。可能性として、ハリスは都市監督官 *curator rei publicae* を考えているが、これを創設したのはトラヤヌス帝であり、自身が提唱する「ネルウァ説」との齟齬が生じる。しかし、ネルウァ帝時代に *curator rei publicae* の前身のようなものが存在した可能性も否定できない。「クレスの青銅板

*tabula Clesiana*<sup>(25)</sup> に登場するユリウス・プランタと同様に、皇帝の「幕僚 *amicus et comes*」であった可能性もある。さらに、全くの「個人」の資格ではあるが、都市参事会員であるか、皇帝に「伺い」ができる地位の人物とも考えられる。名前の類似から、付近の都市ウエルケッラエ出身であり、後一二世紀に年代比定されている元老院議員であった、プブリウス・ウァレリウス・シロ・クロディウス・ルクレティウス・セクンドゥスとの親戚関係も考えられている。<sup>(26)</sup> 都市の公職者や都市参事会が皇帝に「伺い」を行った場合には、「クロディウス・セクンドゥスに対して」というように、一人の人物に「答書」が送られることは考え難く、<sup>(27)</sup> また、都市の保護者はこの様な問題には関係しないとされている。<sup>(28)</sup>

碑文には三つの事項に関する勅答令が三六、七九、一〇一—三行目にそれぞれ書かれている。第二項は公職者が都市の公金を「都市参事会決議」を経ずに貸し付けた場合の債務責任について、第三項は公職者が担保貸付を行う際に、担保が債務に対して不十分である、あるいは後に何らかの理由により不十分となった場合の責任に関してである。

本稿において問題となるのは、第一項に書かれた被解放自由人に対するムネラの賦課に関する勅答令である。まず、被解放自由人に対するムネラに関して、法文を検討してみる。

後三世紀の法学者ウルピアヌスによれば、解放された者 *manumissus* は解放した者 *qui manumisit* の「居住地 *domicilium*」ではなく、「生まれ故郷 *patria*」を受け継ぐ。すなわち元主人である保護者 *patronus* と同じ「原籍地 *origo*」を持ち、その都市の市民 *municeps* となり、二つの都市市民である者を保護者として持つ場合は、解放により同じく二つの都市において市民となる。<sup>(29)</sup> 複数の保護者がおり、それぞれが違った *origo* を持っていた場合は、被解放自由人はそのすべての *origo*、つまり複数の *origo* を受け継ぐ。<sup>(30)</sup>

セウエルス・アレクサンデル帝時代に近衛長官となったパウルスによれば、被解放自由人の子供と被解放自由人（女性の場合には *libertae*）によって解放された者は、それぞれ父親あるいは保護者である解放者 *manumissor* と同じ *domicilium* と *origo* の両方をもらい受ける。<sup>(31)</sup> すなわち、解放者の *origo* を受け継ぐことにより、被解放自由人はその都市においてムネラを賦課する対象となる。

しかし、被解放自由人が *origo* 以外の地に *domicilium* を定める場合もあり、その場合には、後述する都市に在留するインコラ *incola* と呼ばれる者たちと同様に、ムネラの賦課がどこで行われるかが問題となる。ウルピアヌスによれば、被解放自由人は保護者の *origo* においてムネラを果たすべきとしている。<sup>(32)</sup> セプティミウス・セウエルス帝からカラカッラ帝時代の法学者カッリストラトゥスは、ハドリアヌス帝あるいはマルクス・アウレリウス帝とルキウス・ウェルス帝の時代、つまり後二世紀中頃において、解放者が女性であっ

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

た場合について述べている。<sup>(33)</sup> 生まれた地と結婚した地とが相違する女性によって解放された者 *mulieris liberti* は、その保護者（解放者）の *origo* においてムネラを行い、被解放自由人自身が *domicilium* を持つ都市においてもムネラを行うとされる。一方、女性は結婚している限り、夫の属する都市においてインコラの地位であり、自身の *origo* がある都市においてムネラを遂行するように求められない。<sup>(34)</sup> パウルスによれば、被解放自由人は自由意志によって自身で *domicilium* を定め、その都市の市民となる。しかし、これによって保護者の *origo* に対して何らの損害 *praeiudicium* を与えるものではなく、両方の都市 *utribique* において、ムネラを果たすべく拘束される。<sup>(35)</sup>

以上の法的規定に対して、「ウアルダカテの青銅板」に刻まれている第一項では、どのように規定されているのであろうか。それによれば、奴隷の主人が本人の自由意志でウアルダカテの市民となった場合、その被解放自由人は保護者とは相違する状態に置かれた。すなわち、被解放自由人は元主人である保護者が *origo* を持つ都市の市民となるが、保護者がウアルダカテにおいても市民となっていた場合は、保護者に従って、その都市市民とはならないのである。ただし、被解放自由人が保護者と同様にその市民となり、「両方の都市においてムネラを果たすこと *utroque loco munere fungi*」を自身が望まなければである。つまり、上述した法文の規定とウアルダカテの規定は相違するのである。

問題は、「ムネラ」という言葉が具体的に何を意味するかである。まず、一般的な定義から検討する。前一世紀の学者ウァッロは、ラテン語の語源や語形変化などについて述べた『ラテン語論』において、ムヌスについても論じている。<sup>(36)</sup> 彼によれば、ムヌスとは相互に *mutuo animo* 交換するものであり、「好意 *officii causa*」によって与えるものであるという。すなわち、「交換」である以上、一方的な提供ではなく、何らかの返済を必要とする<sup>(47)</sup> 互酬性に基づくものであり、返済の「義務 *officium*」が生じるのである。さらに、城壁建設 *munitio* とムヌスとを関連づけているが、この説は言語学的に否定されている。<sup>(38)</sup> アウグストゥス帝時代の学者マルクス・ウェッリウス・フラックスはムヌスを *officium* と同一視し、さらにその義務を引き受けた者から与えられる「贈り物 *donum*」をも意味するとしている。<sup>(39)</sup>

一方、法文においてムヌスはどのように定義されているのであるうか。パウルスによれば、ムヌスは「贈り物 *donum*」「負担 *onus*」そして「義務 *officium*」の三通りに説明されるという。<sup>(40)</sup> 「贈り物」であるムヌスは与えたり、贈ったりされ、「負担」のムヌスが軽減される、例えば軍事負担が免除される *vacatio militiae muneris* 際には、「インムニタス *immunitas*」と言う言葉が用いられ、「義務」のムヌスを果たす歩兵 *miles* は、義務を遂行している者「ムニフィキ *munifici*」と呼ばれ、市民のムヌスを果たす者は「ムニキペス *municipes*」と呼ばれる。後三世紀初めの法学者マルキアヌ

スはムヌスを次のように二つに分類している。<sup>(41)</sup> 一つは、やむを得ず *lege* や習俗 *more* や命令権を持った人物の命令 *imperio eius*, *qui iubendi habet potestatem* によって行うものである。もう一つは、「贈り物 *donum*」を意味し、法的強制 *necessitate iuris* によらず、義務からであり *officium*、また自発的に *sponte* 与えるものである。よって、「贈り物」であるムヌスを与えなくとも何の非難もされず、与えれば、最大の賞賛が得られるのである。結論として、すべてのムヌスが「贈り物」と見なされる訳ではないが、すべての「贈り物」はムヌスと正しく見なされるという。

それでは、「ウァルダカテの青銅板」にあるムヌスとは何を意味するのであろうか。トラヤヌス帝時代の法学者ヤウォレヌスは、クラウディウス帝からネロ帝時代の法学者ガイウス・カッシウス・ロンギヌスの著作を要約・抜粋している。<sup>(42)</sup> これによれば、「ムヌス・プブリクム *munus publicum*」から免除されている者 *cui muneris publici vacatio datur* であっても、公職 *magistratus* からは免除されない。その理由は、*magistratus* はムネラよりむしろ「*honor*」に属しているからであるという。しかし、そのほかのすべて *cetera omnia*、例えば時折、特別に求められる道路建設といったものから、「ムヌス・プブリクム」を免除されている者は免除されるとしている。ハドリアヌス帝からアントニヌス・ピウス帝時代の法学者ポンポニウスは「ムヌス・プブリクム」を私人の義務 *officium privati hominis* とし、これにより公職者の命令

*imperium magistratus* に応じて、個人あるいは市民全体、また都市 *res publica* に対して特別な利益 *commodum extraordinarium* がもたらされるといふ。<sup>(43)</sup>

一方、カッリストラトゥスはホノルを「ディグニタス *dignitas*」と関係づけ、「ホノル・ムニキパリス *honor municipalis*」とは出費の伴う、あるいは伴わない何らかの公職にあって都市を運営すること *administratio rei publicae cum dignitatis gradu* であること<sup>(44)</sup>。さらに、都市の運営にあって *in administranda re publica* 出費を伴うが何らの公職名を持たずに *cum sumptu sine titolo dignitatis* 引き受けているので、「ムヌス・プブリクム」と呼ばれるともいふ。<sup>(45)</sup> つまり、ポンポニウスが述べるディグニタスを伴わない「私人の義務」は、カッリストラトゥスのホノルと対峙するが、両者とも「都市の運営」という観点からは同じものである。<sup>(46)</sup>

以上から、ムヌスとホノルとを法の上で明確に区分するようになってきたと考えられるのは、カッリストラトゥス以降であり、「ウアルダカテの青銅板」においては、その区分は明確ではない。上述したように、ヤウォレヌスによれば、「公職」はムネラよりもむしろホノルであると認識されており、少なくともトラヤヌス帝時代まではムヌスという言葉には「公職」が含まれていたことが窺える。<sup>(47)</sup> しかし、先述の「ウイセッリウス法」<sup>(48)</sup> が制定されたのは後二四年であり、青銅板の年代比定を後一世紀としても、*munere fungi* という言葉には「公職」は含まれていないと考えられる。すなわち、青銅板にお

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

けるムヌスとは、ディグニタスとは関係のない「都市の運営」の上での任務であり、被解放自由人が自身で望まなければ、ムヌスが賦課されるのは自身が定めた *domicilium* と保護者の本来の *origo* が存する都市においてのみであった。ウルピアヌスによれば、複数の都市市民である主人によって解放された者は、複数の同じ都市において市民となり、これによりムヌスの賦課も両方において果たす必要が生じるとされている。よって、青銅板に書かれた勅答令は、少なくともウルピアヌスの時代、後三世紀には無効となっていたと考えられる。

#### 「ガイウス・ミニキウス・イタルスの顕彰碑文」

都市の運営に必要な資金は、基本的に都市の富裕市民から調達されるという原則は、富裕層の疲弊を次第に惹起していった。それと同時に、都市市民の富裕層にのみ資金を依存しては、安定した都市運営が困難になってきた。北イタリアの都市アクイレイア *Aquileia* 出土の「ガイウス・ミニキウス・イタルスの顕彰碑文」<sup>(49)</sup> には、このような状況を改善しようとする試みが刻まれている。具体的には、インコラ *incola* (*pl. incolae*) と呼ばれる「都市に在留する者」に対するムネラの取り扱いを変更しようというのである。それでは、インコラとは法的にどのような存在であったのであろうか。一般的に、インコラは都市市民の総称である *civis* (*pl. cives*)

あるいは *colonus* (pl. *coloni*) / *municeps* (pl. *municipes*) などに對して、區別されて表現されている。<sup>(50)</sup> 法文にはインコラに對して *civis* あるいは *colonus* / *municeps* の明確な規定がある。この規定によれば、出生 *natiuitas*、解放 *manumissio*、養子縁組 *adoptio* によつて「ムネケプス *municeps*」の地位が獲得できる。<sup>(51)</sup> さらに、「キウィス *civis*」とインコラに關しては、原籍地 *origo*、解放、編入 *adlectio*、養子縁組によつてキウィスとなり、「神君ハドリアマスの告示」によつて明確に示めされているように、居住地 *domicilium* によつてインコラとなる。<sup>(52)</sup> この二つの法文からインコラと都市市民とを明確に区分するのは、*origo* と *domicilium* となる。

ポンポニウスによれば、インコラとは他のある所に居住地を持つものであり、ギリシア人はこれをパライコスと呼んでいた。また、都市に滞在する者 *qui in oppido morantur* のみならず、あたかも居住地として、他の都市領域において土地を持つ者 *ut in eum se quasi in aliquam sedem recipiant* もインコラであるといふ。<sup>(53)</sup> ただし、*domicilium* には、ある程度の永続性が求められ、<sup>(54)</sup> 商売などでの一時的な「逗留」は含まれない。<sup>(55)</sup> 長期滞在にあつても、学問が目的であり一〇年を越えなければ、滞在地に *domicilium* をもたないとして規定されている。<sup>(56)</sup> ウルピアヌスはさらに具体的な規定を示している。<sup>(57)</sup> この規定によれば、耕作のために一時的に滞在するような場合 *so quam ubi colendi causa deversatur* ではなく、*us negotium*

を濟ませ、商取引 *vendit emit contrahit* を行つたり、広場 *forum* や浴場 *balneum* (*balneum*)、見世物を享受し、祭事を祝い、すべての快適なものを享受する都市 *municipium* において *domicilium* が定められるとある。ウルピアヌスの弟子である法学者モデスティヌスによる規定も同様であり、都市の快適なものを享受できず、耕作地に滞在する者はインコラとは呼ばないとされている。<sup>(58)</sup> また、各 *domicilium* に同様に居住すれば *ut non ideo minus apud alteros se collocasse videatur*、複数の *domicilium* を定めることが可能であつたとする他の法学者たちの意見も示している。<sup>(59)</sup>

都市市民はムネラが課される対象となつていたが、インコラに關してはムネラをどこで果たすべきか、すなわちムネラが課される根拠は生まれた場所である *origo* か、あるいは居住している場所である *domicilium* が問題となる。後二世紀の法学者ガイウスによれば、インコラである都市、さらに「キウィス」である都市の両方の公職者に從う *magistratibus parere* べきとしている。<sup>(60)</sup> さらに両方の都市において *in utroque municipio* その裁判権に服屬し、すべての「ムネラ・プブリカ」を果たすべきとしている。<sup>(61)</sup> ウルピアヌスも同様の規定を示している。<sup>(62)</sup> この規定はその後も受け継がれ、インコラは *origo* と *domicilium* の両方においてムネラを果たしていた。<sup>(63)</sup> さらに、*domicilium* は強制的に決められていた訳ではなく、自由意志に基づき *voluntas domicilii* 決めていたようであり、*domicilium* の変更も自由であつたようである。<sup>(64)</sup> しかし、この自由



はムネラとの関係において制限されている。居住地の変更に関して直接に述べてはいないが、「インコラの地位 *incolatus*」の解消に関しては、課されたムネラの完遂 *perfecto munere* が必要であるという規定がある。<sup>(64)</sup> アントニヌス・ピウス帝はアウルス・パウリヌスなる人物に対して、ムネラを完遂した後、他の公職 *honor* が与えられる前に *domitium* を変更した場合は、問題ないとしている。<sup>(65)</sup>

居住によってインコラはムネラの対象となるが、ムネラと対をなすホノルに関しては選挙権が問題となる。スペインの「マラカの都市法 *lex Malacitana*」には、民会での投票に関する規定がある。<sup>(66)</sup>

この都市法はウェスパシアヌス帝によって「ラテン権」が賦与され、自治都市とされた後のものであり、後八二―八四年にドミティアヌス帝によって公布されたとされる。規定は公職者を選出する民会におけるインコラの投票に関するものである。<sup>(67)</sup> 選挙を主催する者は投票単位であるいくつかの「クリア *curia*」から一つのクリアを籤によって選び、インコラはこのクリアで投票し、このクリアにおいて彼らは投票権を持つという規定である。投票権の行使が一つのクリアに限定されており、インコラの政治的発言力は「都市市民」と比較し、劣っているのは自明である。<sup>(68)</sup> 都市の公職あるいは都市参事会員への被選挙権に関しては不明である。現存する都市法には公職就任に関する資格の規定が存在するが、インコラを明確に排除してはいない。<sup>(69)</sup> しかし、一般的に排除されていた様であり、後二世紀以降はインコラも都市参事会員に就任できるようになったようである。<sup>(70)</sup> 敢え

ローマ帝政初期の地方都市におけるムネラの負担

てインコラから都市参事会員に就任したと碑文に明記されており、彼らの公職就任は例外的であったと考えられる。<sup>(71)</sup>

トラヤヌス帝は、以上の様な法的地位にあったインコラに対して、地方都市からの要請によってムネラの賦課を認めた。この皇帝による賦課の認可を明示しているのが、北イタリアの都市アクイレイアにある碑文である。ローマの騎士であり、四人委員であるガイウス・ミニキウス・イタルス *G. Minicius Italus* を顕彰する碑文である。<sup>(72)</sup>

顕彰碑文は青銅像が設置されていた大理石製の台座にあり、前面と側面が残っている。側面の碑文に書かれたコンスルの名前から、後一〇五年に建てられたものと年代比定されている。前面の碑文にはガイウス・ミニキウス・イタルスの経歴が列挙されている。これによれば、いくつかの軍隊経験の後、ウェスパシアヌス帝によって黄金の冠 *corona aurea* と穂先のない槍 *hasa pura* とが授与された。<sup>(73)</sup> 後八五年頃から、様々な属州において財務担当属吏 *procurator* を歴任し、都市ローマにおいて食糧供給長官 *praefectus annonae* を経て、後一〇一年から一〇三年までエジプト長官 *praefectus Aegypti* として中央の公職にあった。<sup>(74)</sup>

側面の碑文には、この人物の都市に対する「寛大さ」が述べられ、それに対する感謝の印として、彼に青銅像が献呈されるという都市参事会決議 *decretum decurionum* が示されている。<sup>(75)</sup> トラヤヌス帝は彼の求め *rogatu eius* に応じて、当地において既に戸口調査の対象 *quibus fere censentur* となっていたインコラに対するムネラの

賦課を認めた。この「裁決 *decretum*」によって、インコラも市民 *civis* とともにムネラを果たすようになった。さらに、彼はアキイレイアに対してトラヤヌス帝から様々な「寛大や *indulgentia*」を引き出した。以上のような功績により、青銅像が建てられたのである。皇帝による「裁決」によってインコラに対するムネラの賦課が認められたことから、これ以前には彼らはムネラを果たしておらず、またこれ以降、上述したように、インコラはムネラの義務を果たす様になったと考えられる。<sup>(76)</sup> 増加する都市運営にかかる経費を新たに、より広範に負担させるために、インコラに対してもムネラの負担を求め、都市財政の安定を図ろうとしたものであろう。

以上の二つの例から、後一世紀から二世紀初めのイタリア地方都市におけるムネラの負担者確保の問題が明かとなった。「ウァルダカテの青銅板」に刻まれた勅答令の背景として、富裕な被解放自由人のなかにムネラの賦課を逃れようという傾向が次第に芽生え、実際に賦課を拒否する者が出現してきたことが想定される。<sup>(77)</sup> あるいは、賦課する側、つまり都市からの視点では、ムネラを賦課する対象が次第に減少し、その不足分を被解放自由人による負担で補充しようという意図も想定可能であろう。すなわち、二つの想定に共通するのは、ムネラの賦課対象者が不足しているということであり、それぞれの視点によって、「賦課の拒否が可能か」あるいは「賦課が可能か」という相反する問題となるのである。また、アキイレイアの

「顕彰碑文」からも同様に、ムネラの賦課対象者を拡大し、都市財政を安定させよう、あるいは不足する財源の補充をはかろうとする意図は明確である。

しかしながら、このような方策では、ムネラの賦課対象者を拡大させ、財源問題を解決できた訳ではない。カッリストラトゥスは、ムネラの度重なる賦課に関するハドリヤヌス帝の勅答令を伝えている。<sup>(78)</sup> これによれば、ムネラを賦課するに適当な人物 *idonei* が他にいなければ、すでに賦課された者から賦課の対象者を選ぶように制定している。賦課の対象者を単純に拡大するのみでは、問題は解決しなかったようである。安定した都市運営のためには、富裕な都市市民による、より積極的な都市財政への貢献を促進させる必要があり、それには何らかの別の方策が必要とされたのである。<sup>(79)</sup>

## 註

- (1) Liv. Per. 16: *Decimus Iunius Brutus munus gladiatorum in honorem defuncti patris primus edidit*. Val. Max. 2. 4. 6: *Nam gladiatorum munus primum Romae datum est in foro boario App. Claudio Q. Fulvio consulis. dederunt M. et D. filii Bruti Perae funebri memoria patris cineres honoranda*. 墓前で戦った剣闘士は「ストゥマリウス・ブンナイマートン bustuarius gladiator」と呼ばれていた。vd. Cic. Pis. 19. 剣闘士試合に関すること。vd. G. Ville (1981), *La gladiature en Occident des origines à la mort de Domitien*, Roma; T. Wiedemann (1992), *Emperors and Gladiators*, London & New York; D. G. Kyle (1998), *Spectacles of Death in Ancient Rome*, London & New York; G. L. Gregori (2001), 'Aspetti sociali della

- gladiatura romana', in: A. La Regina, ed., *Sangue e arena*, Milano, pp. 15-27.
- (2) Dio 37. 8. 1; Plut. *Caes.* 5. 4; Suet. *Caes.* 10. 2.
- (3) Cic. *Sest.* 133; *Vat.* 37. *vd.*, M. Crawford ed. (1996), *Roman Statutes*, London, vol. 2, n. 53, 'Lex Tullia de ambitu', pp. 761-762.
- (4) Dio 44. 2. 4.
- (5) Pl. *Ep.* 6. 34.
- (6) *Res Gestae* 22: *Ter munus gladiatorium dedi meo nomine et quinquiens filiorum meorum aut nepotum nomine; quibus muneribus depugnauerunt hominum circiter decem millia. vd.*, P. A. Brunt & J. M. Moore (1967), *Res Gestae Divi Augusti: The Achievements of the Divine Augustus*, Oxford, p. 64.
- (7) E. M. Steinby, ed. (1993-2000), *Lexicon Topographicum Urbis Romae*, Roma, vol. 1, s.v. <amphitheatrum>, pp. 30-35.
- (8) Suet. *Vesp.* 9. 1; *Tit.* 7. 3; Dio 66. 25.
- (9) Dio 68. 15. 1. *vd.*, J. Bennett (2001), *Trajan: Optimus princeps*, 2nd. edn., Bloomington, p. 102.
- (10) Tac. *Ann.* 14. 17. この争いを描いたことやれる壁画はモンペイヤ出土のピラミッドナポリ国立考古学博物館所蔵' inv. 112222.
- (11) 地方都市における剣闘士試合に関する碑文等' *vd.*, EAOR = *Epigrafia anfiteatrale dell'Occidente romano*, Roma 1988-.
- (12) Tac. *Ann.* 4. 62-63.
- (13) Tac. *Ann.* 4. 62: *ut qui non abundantia pecuniae nec municipali ambitione sed in sordidam mercedem id negotium quaesivisset.*
- (14) CIL XI 6377: C. Titio C. f. Camfilita tribu) Valentino, / aedili, q(aestori), II vir(o), qui testamen- / to colonis coloniae Iuliae) / Felic(is) Pisaur(i) decies centena / millia num(mum) dedit, ita ut per sing(ulos) / annos ex sestertiorum CCCC / usuris populo epulum die / natali Titi Maximi filii eius / divideretur et ex sestertiorum / DC
- usuris quinto quoque an- / no munus gladiatorium ederetur. Plebs urbana vd.*, L. Gregori (1989), EAOR, vol. 2: *Regio Italiae VI-XI*, n. 9, pp. 28-29; A. Trevisiol (1999), *Fonti letterarie ed epigrafiche per la storia romana della provincia di Pesaro e Urbino*, Roma, 'Pisaurum', n. 56, p. 85.
- (15) R. Duncan-Jones (1982), *The Economy of the Roman Empire: Quantitative Studies*, 2nd. edn., Cambridge, pp. 245-246. ※ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ *vd.*, *ibid.*, n. 281-289, pp. 104-105; n. 1074a-1079a, pp. 200-201.
- (16) CIL V 6842: *Dis Manibus / Publi Vinesi Fir- / mi, quaestori aedili et / II viro, muneraria, / Publius Vinesius For- / tunatus et Vi- / nesia Faustina / patri karissimo. / Dum vixi quaesi / cessavi perdere numquam; / mors intercessit: / nunc ab utroque vaco. vd.*, A. M. Cavallaro & G. Walsler (1988), *Iscrizioni di Augusta Praetoria*, Aosta, n. 19, pp. 56-57; G. L. Gregori (1989), n. 16, pp. 35-36.
- (17) 4キホトニハクド闘トハセ' *vd.*, Quint. *Inst.* 8. 3. 34: *ut Messala primus reatum, munerarium Augustus primus dixerunt.*
- (18) M. Crawford ed. (1996), vol. 1, n. 25, 'lex coloniae Genetivae', pp. 393-454.
- (19) *Cod. Iust.* 9. 21. 1; F. Jacques (1990), *Les cités de l'Occident romain*, Paris, n.113, pp. 200-201.
- (20) V. Arangio-Ruiz & A. Vogliano (1942), 'Tre rescritti in tema di diritto municipale', *Athenaeum* 20, pp. 1-10; W. V. Harris (1981), 'The Imperial Rescript from Vardagate', *Athenaeum* 69, pp. 338-352; G. Mennella & E. Zanda (1996), 'Vardacate', *Suppl. It.*, vol. 13, n. 1, pp. 240-242: [Imperator] ---] Caesar Augu[stus] / Clodio Secundo suo salutem / liberti eorum qui secundum voluntatem suam cooptati sunt m[u]j- / nicipes Va[r]daccate alterius conditionis sunt quam patroni nisi si et / ipsi coopt[ari] volunt et utroque loco

- munere [ju]ngi, id est et in eo loco in quo [co]- / [optati] sun[ti] et [i]n eo ex quo patroni eorum oriundi sunt. / pecunia[re] q[ui]u[ae] sine decurionum decreto erogatae sunt ab iis restitui rei / publicae oportet qui eas dederunt su[er]a] sponte, ita ut petitio eis sit adversus / eos quibus crediderunt. /<sup>m</sup> magistratus qui parum idoneos prades acceperunt cum cavendum esset rei / publicae ipsi obligati sunt quod si praedes tunc quidem idonei fuerunt cum / acciperentur postea [vero] aliqua ex caussa minuerunt facultate[s] non [est] / fortuna praedium magistratibus imputanda. Vale.*
- (12) G. Mennella & E. Zanda (1996), pp. 234-238. 泉字に關しては「ハントヌキテ Vardagate」云々の語を考へるが、このことは國史に書かれた通りである。Pl. NH. 3. 49に關して Vardacate 云々。cfr., W. V. Harris (1981), pp. 351-352, n. 61.
- (23) V. Arangio-Ruiz & A. Vogliano (1942), p. 3; AE 1947, n. 44: *pro[ec]urator Augusti*; A. Degrassi (1948), 'Mittente e destinatario dei rescritti imperiali riguardanti il municipio di Vardacate', *Athenaeum* 26, pp. 254-256; AE 1949, n. 24: [*Imp. Caesar Augustus*].
- (23) W. V. Harris (1981), pp. 338-346. cfr., A. Degrassi (1948), p. 256 以下文中の書名をトナキヌテハントヌキの時代云々とする。
- (24) W. V. Harris (1981), pp. 346-347. ハントヌキを指し示すところの處を「*pro*」CIL III 6818 = *ILS* 1017: L. Caesennius Sospes の處や 著わすところを G. Camodeca (1980), 'Ricerche sui curatores rei publicae', *ANRW*, vol. 2-13, pp. 474-475 に「*pro*」の人物が *curator* である時代を後一〇四—一〇六年のハントヌキ帝時代のものとす。
- (25) CIL V 5050 = *ILS* 206. *vd.*, P. Chisté (1971), *Epigraphi trentine dell'età romana*, Rovereto, n. 128, pp. 174-183.
- (26) CIL V 6659; G. Mennella & E. Zanda (1996), p. 242; G. Alföldy (1999), *Städte, Eliten und Gesellschaft in der Gallia Cisalpina*, Stuttgart, p. 325.
- (27) A. Degrassi (1948), p. 257.
- (28) W. V. Harris (1981), pp. 346-347; cfr., A. Degrassi (1948), p. 258.
- (28) D. Nörr (1965), s.v. <origo>, *RE*, Suppl., vol. 10, cols. 461-462; *Dig.* 50. 1. 27. *pr.*
- (28) *Dig.* 50. 1. 7.
- (28) *Dig.* 50. 1. 22. *pr. cfr.*, *Dig.* 50. 1. 6. 3.
- (28) *Dig.* 50. 4. 3. 8.
- (28) *Dig.* 50. 1. 37. 1.
- (28) *Dig.* 50. 1. 38. 3.
- (28) *Dig.* 50. 1. 22. 2.
- (28) *Var. L.* 5. 179. 2.
- (28) J. Collart (1954), *Varron: De lingua latina*, livre V, Paris, p. 117; M. Humbert (1978), *Municipium et civitas sine suffragio: l'organisation de la conquête jusqu'à la guerre sociale*, Roma, pp. 272-273. キトロドネラは「國家 *civitas* の存在せしむる證據」をその意に用ひて「*officium*」を「*pro*」の意に用ひて(Rep. 2. 57)。
- (28) F. Grelle (1961), 'Munus Publicum: Terminologia e sistematiche', *Labelo* 7, pp. 308-309. 城壁建設の勞務提供 *opera ad munendum* の國として *vd.*, F. Grelle (1999), 'I munera civilia e le finanze cittadine', in: *Il capitolio delle entrate nelle finanze municipali in Occidente ed in Oriente. Actes de la X<sup>e</sup> rencontre franco-italienne sur l'épigraphie du monde romain*, Roma, pp. 137-138; *Lex col. Gen. Jul. c.* 98; *Lex. Irr.* c. 83.
- (28) *Fest.* 125 (ed. Lindsay): *munus significat [officium] cum dicitur quis munere fungi; item donum quod officii causa datur.* この意義は「ハルヌス・ネトマロスによつて不完全な形で伝えられたものである」*officium* 云々の意義を校訂者にもその通りである。後二世紀末の著





- Crawford ed. (1996), vol. 1, n. 25, p. 444; *Lex Irv. c. 83. vd., J. González* (1986), p. 227.
- (77) W. V. Harris (1981), pp. 350-351.
- (78) *Dig.* 50. 4. 14. 6.
- (79) 拙稿「都市財政と被解放自由人」西洋史研究会編『西洋史研究』新輯三一(五八)号、二〇〇二年、一七九—一九〇頁を参照。